

○地方自治法（抜粋）

（昭和22年4月17日法律第67号）

第七章 執行機関

第一節 通則

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

諮問機関【しもん-きかん】

行政官庁の諮問に応じて意見を述べる機関。その意見には法的な拘束力はないが、できるだけ尊重すべきものとされる。（大辞林）

特別職の報酬等について

(昭39・5・28 自治給第208号 各都道府県知事あて 自治事務次官通知)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の付属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

(別紙)

〇〇県（都道府）特別職員報酬等審議会条例準則

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、〇〇県（都道府）特別職員報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 知事は、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は〇〇県（都道府）の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。

2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席できなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〇逗子市特別職職員報酬等審議会条例

昭和45年2月16日逗子市条例第6号
〔注〕 昭和58年から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬等の額について審議するため、逗子市特別職職員報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を市議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織し、その委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(昭58条例2・一部改正)

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、職員課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月11日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月28日条例第2号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月3日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月1日条例第2号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月3日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間の当該教育長に係る給料の額に関する条例を市議会に提出しようとする場合においては、第2条の規定による改正後の逗子市特別職職員報酬等審議会条例の規定は適用しない。

特別職の職員の給与について

(昭43・10・17 自治給第94号 各都道府県知事あて 自治省行政局長通知)

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」（昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治事務次官通知）の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものがあり、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配意し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

1 特別職の職員の給与の内容の明確化について

(1) 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第204条および附則第6条の2の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従って、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事（市長村長）、副知事（助役）および出納長（収入役）（以下「三役」という。）に対して支給するものとするのは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

(2) 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

2 特別職報酬等審議会について

(1) 審議会委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当っては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配意すること。

(2) 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけではなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

(3) 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配意すること。

(4) 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体のより多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

(5) 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることをしないよう充分配慮すること。

別記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前5カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

特別職の報酬等について

(昭48・12・10 自治給第77号 各都道府県知事あて 自治省行政局公務員部長通知)

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」（昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治事務次官通知）及び「特別職の職員の給与について」（昭和43年自治給第94号各都道府県知事あて行政局長通知）の趣旨に沿って措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市（区）町村についても、この通知の趣旨に沿って適切なご指導を願いたい。